

令和 年 月 日議決・専決 令和 7年12月26日施行

令和 7年12月26日公布 令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第51号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年12月26日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町要綱第51号

### 佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱（平成17年佐用町要綱第93号）の一部を次のように改正する。

参考中「

補助事業名	野猪・鹿等防護柵設置事業
補助事業の目的	農作物及び植林木を野猪・鹿等の被害から守るための防護柵等の設置に対して補助金を交付して、農林業の振興に寄与することを目的とする。
補助事業の対象となる者	事業等を実施する農林業者等
補助事業の対象となる経費	防護柵等については、河川・道路等を境に農振農用地を含む1団地以上を単位として防護するために、集落が主体となって実施する事業で、補助対象経費は、資材費のみとし、100,000円以上であることとする。 ① 地元施工…（金属フェンス、電気柵等）資材費の85%を補助 ただし、国県補助事業により、町の負担額（国県補助額を含む。）が定められている場合は、その額を補助額とする。 ② 地元施工…（トタン、のり網）資材費の50%を補助
補助率	上記（補助事業の対象となる経費）による。
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

」を「

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	野猪・鹿等防護柵設置事業
補助事業の目	農作物及び植林木を野猪・鹿等の被害から守るための防護柵

的	等の設置に対して補助金を交付して、農林業の振興に寄与することを目的とする。
補助事業の対象となる者	事業等を実施する農林業者等
補助事業の対象となる経費	<p>防護柵等については、河川・道路等を境に農振農用地を含む1団地以上を単位として防護するために、集落が主体となって実施する事業で、補助対象経費は、資材費のみとし、100,000円以上であることとする。</p> <p>① 地元施工（金属フェンス、電気柵等）…新設（過去に当該補助事業に係る補助金の交付を受けたことのない箇所に防護柵等を設置すること。）の場合は、資材費の85%以内を補助。更新（過去に当該補助事業に係る補助金の交付を受け、設置された防護柵等の耐用年数が経過した箇所に防護柵等を設置すること。）の場合は、資材費の70%以内を補助。ただし、国県補助事業により、町の負担額（国県補助額を含む。）が定められている場合は上記の条件によらず、その額を補助額とする。</p> <p>② 地元施工（トタン、のり網）…資材費の50%以内を補助</p>
補助率	上記（補助事業の対象となる経費）による。
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

」に改める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。